



第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、障害の重度化と障害のある人の高齢化の進行に伴い、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障害のある人にとって、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今、支援が必要な方が、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねるにつれて、これまで以上に複雑多様な生活課題を抱えていくことになることから、総合的な支援が必要とされています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令

和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市では、平成30年3月に「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しています。「加東市障害者基本計画」は令和5年度までを計画期間とする本市の障害者保健福祉の大きな方向性を示す計画となっています。また、「加東市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。

基本指針の見直しの主なポイントは、以下のとおりとなります。

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑨ 福祉人材の確保

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

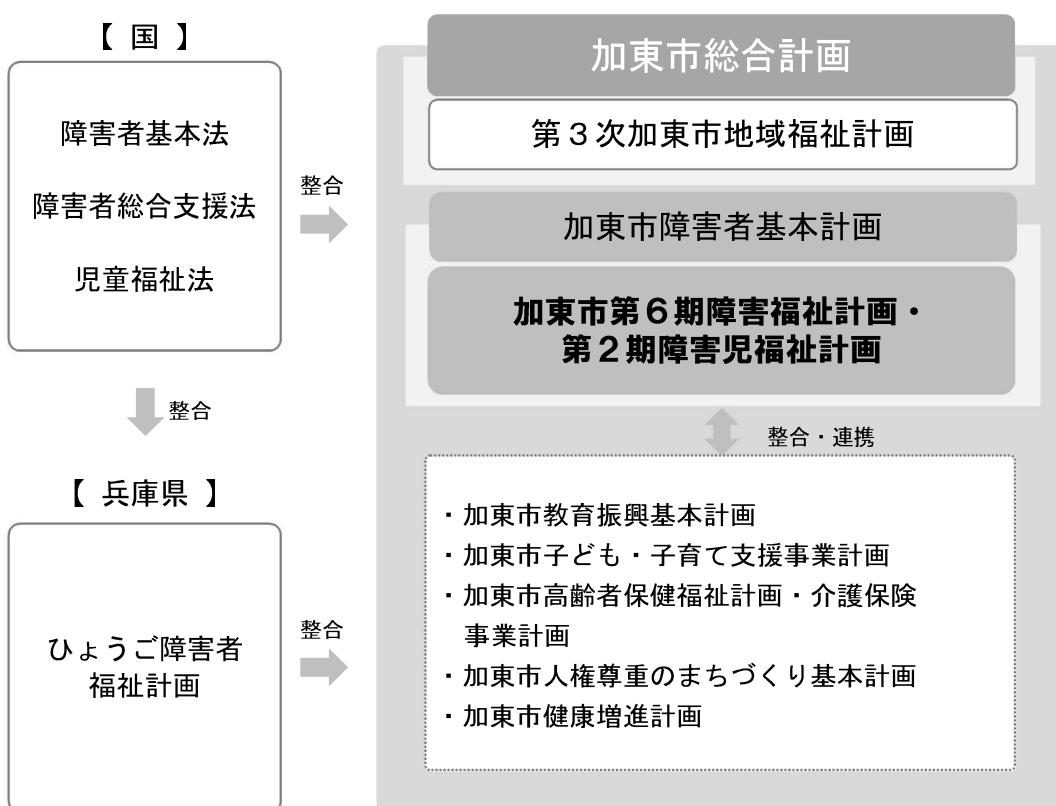


|| 3 計画の位置付け

「加東市障害者基本計画」は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の中長期指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」として位置づけています。

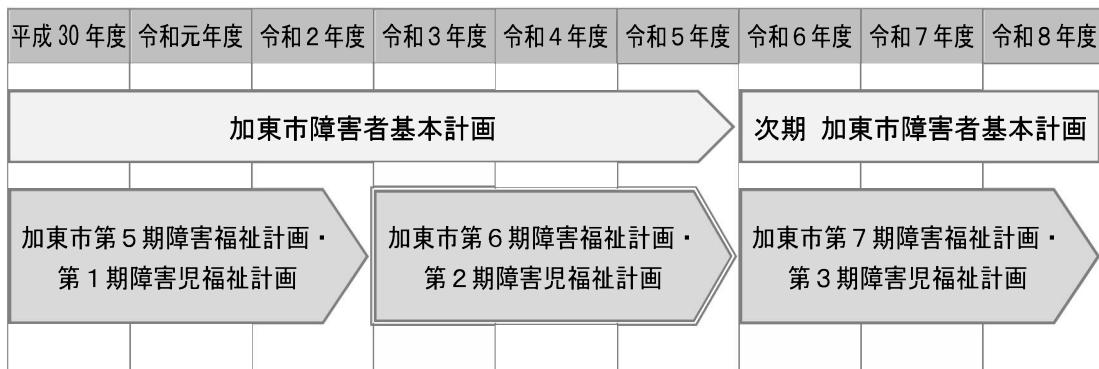
策定にあたっては、ひょうご障害者福祉計画並びに加東市総合計画における障害者施策との整合性を図りました。



|| 4 計画の期間

「加東市障害者基本計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としています。

「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。



|| 5 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、新たな計画に関し、議論を積み重ねました。

また、広く市民からパブリックコメントを募集し、計画への反映に努めました。

|| 6 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。